

## 西宮市保護施設新型コロナウイルス感染症対策支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、保護施設が新型コロナウイルス感染症の感染機会を減らしつつ、安定的なサービス提供体制を維持していくために必要な経費に対し補助を行う、西宮市保護施設新型コロナウイルス感染症対策支援事業補助金の交付について、補助金等の取扱いに関する規則（昭和58年3月31日西宮市規則第81号。以下、「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象)

第2条 市は、予算の範囲内において、この要綱に基づき、事務又は事業（以下「事業等」という。）に要する経費の全部又は一部を補助するものとし、当該補助の対象となる事業等（以下「補助事業」という。）の目的、補助事業の内容、補助金の額等に関しては、別表に掲げるとおりとする。

### (実施計画書の提出等)

第3条 この要綱に基づき補助金の交付を受けようとする者（以下、「事業者」という。）は、市長が別に指定する日までに実施計画書及び市長が別に定める必要書類を提出しなければならない。

### (補助金の交付申請)

第4条 事業者は、市長が別に指定する日までに規則第7条に基づき交付申請を行わなければならない。なお、市長が特別に認めた場合に限り、申請書に代えて市長の指定する方法により申請を行うことができる。

2 補助金の交付申請を行うに当たって、補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額（以下「当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額」という。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。

### (補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条の交付申請が行われた場合、関係書類を審査し適正と認めるときは、補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）をし、その旨を申請者あて補助金交付決定通知書により通知するものとする。

2 市長は、交付決定をする場合において、当該補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付すものとする。

3 市長は、予算の都合上等の必要がある時は、その内容を申請に係る事項について修正を加えて交付決定をすることができるものとする。

4 前項の規定により修正を加えて交付決定をするときは、事業者が行う事業の遂行を不当に困難とさせないようにしなければならない。

5 第1項の通知を受けた事業者は、実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消

費税等相当額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。また、実績報告の提出後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（実績報告において減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の額）を別記様式により速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けて当該金額を市に返還しなければならない。

（申請の取下げ）

第6条 前条第1項の通知を受けた事業者は、当該通知を受けた日の翌日から15日以内に規則第9条に基づき申請の取下げをすることができる。

（補助事業の着手及び着工の届出）

第7条 事業者は補助事業に着手したときは、その旨を届け出なければならない。

2 事業者は補助事業に着工したときは、その旨を届け出なければならない。

（補助事業の変更、中止又は廃止）

第8条 事業者は補助事業の内容を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、規則第11条に基づき補助事業等変更等申請書を市長に提出しその承認を受けなければならない。

2 市長は前項による申請に対し、申請事項を承認すべきものと認めたときは、補助金交付決定内容変更承認通知書又は補助事業中止（廃止）承認通知書により、事業者に通知するものとする。

（交付決定額の変更）

第9条 事業者は第5条の規定により通知された金額（以下「交付決定金額」という。）の変更を受けようとするときは、市長が別に指定する日までに補助金変更交付申請書及び市長が別に定める必要書類を提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、第5条の規定に準じ交付決定を行い、その旨を補助金交付決定変更通知書により、事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 事業者は事業等終了後規則第14条に基づき、補助事業等実績報告書を市長に提出しなければならない。なお、市長が特別に認めた場合に限り、報告書に代えて市長の指定する報告を行うことができる。

（額の確定）

第11条 市長は規則第15条に基づき、前条の規定により提出のあった補助事業等実績報告書を審査し、適正と認めたときは、事業者あてに補助金等確定通知書により通知するものとする。

（交付の請求）

第12条 事業者は補助金の交付を受けようとするときは、規則第17条に基づき、補助金等交付請求書を市長に提出しなければならない。なお、市長が特別に認めた場合に限り、請求書に代えて市長

の指定する方法により交付請求を行うことができる。

(交付決定の取消)

第 13 条 市長は、事業者が規則第 18 条各号のいずれかに該当すると認めるとき、又はその他市長が定める事項に該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は前項により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消す場合、事業者に補助金交付決定取消通知書により通知する。

(補助金の返還)

第 14 条 市長は前条の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金等が既に交付されているときは、規則第 19 条に基づき補助金等返還命令書により、事業者に対し、その返還を命じなければならない。

2 前項の規定は、第 9 条第 2 項の規定により変更額を決定し、既に交付している補助金を返還させる場合及び第 11 条の規定により事業者に交付すべき補助金の額が確定した場合において、既にその額を超えて交付されている補助金を返還させる場合について準用する。

(補足)

第 15 条 市長及び事業者は、補助金等の交付等に関し、国から指示がある場合は、その指示に従わなければならない。

2 市長及び事業者は、補助金等の交付等に関し、兵庫県から指示がある場合は、その指示に従わなければならない。

付 則

この要綱は令和 2 年 1 0 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第2条関係）

補助事業名	事業継続に向けた各種取組支援事業
補助事業の目的	保護施設が、新型コロナウイルス感染症のリスクに直面する中、事業を継続的に実施していくために必要な経費について補助を行うことで、安定的なサービス提供体制の維持を図る。
補助事業の対象となる者	生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第1項に規定する救護施設、更生施設、授産施設（社会事業授産施設を含む）及び宿所提供施設（以下、本表において「保護施設」という。）を、西宮市内において運営する法人。
補助事業の対象となる経費	<p>新型コロナウイルス感染症に関連し、補助事業の対象となる者が保護施設に対し支出した次に掲げる経費。</p> <p>（1）新型コロナウイルス感染症が発生した施設に、自施設から応援職員を派遣した際に発生した追加人件費。</p> <p>（2）医療機関や保健所等とのクラスター発生時等の情報共有のための通信運搬費。</p> <p>（3）職員が勤務時間外に消毒・清掃等を行った場合の超過勤務手当や休日勤務手当等の通常想定していない感染症対策に関する業務の実施に伴う手当など、法人（施設）の給与規程等に基づき職員に支払われる手当等のほか、非常勤職員を雇い上げた場合の追加経費。</p> <p>※ 手当等の水準については、社会通念上、適当と認められるものであること。</p> <p>（4）施設の感染防止対策の一環として、職員個人が施設や日常生活において必要とする物品等（手荒れ防止用のハンドクリーム、マスク、帽子、ゴーグル、エプロン、手袋、ウエストポーチ、ガウン、タオル等）の購入経費。</p> <p>（5）直近の生産活動収入が相当程度減収している授産施設（社会事業授産施設を含む）における、生産活動の再起に要する次に掲げる経費。</p> <p>ア 生産活動収入の減収下においても生産活動を存続させるために必要となる、固定経費等の支出に要する経費。</p> <p>イ 通信販売、宅配、ホームページ制作等新たな販路拡大等に要する経費。</p> <p>ウ 新たな生産活動への転換等に要する経費。</p>
補助金の額	補助対象経費の合計額と補助基準額（1施設あたり500,000円）を比較し、いずれか低い額とする。ただし、その額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
適用除外する項目	<p>第3条</p> <p>第7条</p> <p>第15条第2項</p>

その他	当該補助事業の実施期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。
-----	--

別に定める事項

関係条項	内容
第3条関係	指定期日：
	必要書類：
第4条関係	指定期日：別途通知する
	市長の指定する方法：なし。
	規則第7条（4） その他市長が必要と認める書類：別途通知する。
第9条関係	指定期日：別途通知する。
	必要書類：別途通知する。
第10条関係	規則第14条 指定期日：別途通知する。
	規則第14条（2） その他市長が必要と認める書類：別途通知する。
	市長の指定する方法：なし。
第12条関係	規則第17条（2） その他市長が必要と認める書類：別途通知する。
	市長の指定する方法：なし。
第13条関係	市長が定める事項：なし。

別表（第2条関係）

補助事業名	新型コロナウイルス感染症に係る PCR 検査等受診支援事業
補助事業の目的	救護施設において新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した場合に、施設内での感染状況を速やかに把握することによってサービスの提供体制を維持するため、行政検査（公費負担）の範囲外とされた職員や利用者の検査費用を支援することで、安定的なサービス提供体制の維持を図る。
補助事業の対象となる者	職員又は利用者に新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した救護施設で、事業を継続するために当該感染者と接触が疑われる職員及び現に入所・通所する利用者に PCR 検査等を行う救護施設を、西宮市内において運営する法人。
補助事業の対象となる経費	行政検査（公費負担）の範囲外とされた職員や利用者の PCR 検査及び抗原検査に要する費用。ただし、あらかじめ市に報告し、事前協議の上で行った検査に限る。
補助金の額	1 検体あたり 20,000 円と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を助成額とする。連続して複数回の検査を実施した場合であっても、20,000 円を限度とする。 保護施設事務費及び他の国、県または市の補助金等で措置されているものは本事業の対象としない。

適用除外する項目	第3条 第4条第2項 第5条第5項 第7条 第15条
その他	当該補助事業の実施期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。

別に定める事項

関係条項	内容
第3条関係	指定期日：
	必要書類：
第4条関係	指定期日：別途通知する。
	市長の指定する方法：なし
	規則第7条（4） その他市長が必要と認める書類：別途通知する。
第9条関係	指定期日：別途通知する
	必要書類：別途通知する
第10条関係	規則第14条 指定期日：別途通知する。
	規則第14条（2） その他市長が必要と認める書類：別途通知する。
	市長の指定する方法：なし。
第12条関係	規則第17条（2） その他市長が必要と認める書類：別途通知する。
	市長の指定する方法：なし
第13条関係	市長が定める事項：なし。